

野田市公告第253号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第5項の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について千葉県知事の同意を得たことから、同条第6項の規定により公告する。

令和5年10月20日

野田市長 鈴木 有

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年10月

野田市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1.	野田市の農業の概況	2
2.	野田市農業の現状と課題	2
3.	野田市農業の経営基盤の強化の促進に向けた取組の方向	6
4.	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	7
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	8
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標	19
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び 育成に関する事項	22
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	22
2	野田市が主体的に行う取組	22
3	関係機関の連携・役割分担の考え方	23
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための 情報収集・相互提供	23
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	24
1.	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	24
2.	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	24
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	26
1.	第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する 地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	26
2.	利用権設定等促進事業に関する事項	27
3.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	32
4.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項等	35
5.	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の 促進に関する事項	35
6.	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	36
7.	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	36
第 6	その他	38
別紙 1	(第 5 の 2 (1)⑥関係)	39
別紙 2	(第 5 の 2 (2)関係)	40

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 野田市農業の概況

野田市は首都圏から30km圏に位置し、千葉県では北西の位置にある。市の東部を利根川が、西部を江戸川が流れ、この両河川に沿って営農エリアが広がっている。これらのエリアでは、稲作と畑作が相半ばする形で営まれており、畑作では枝豆、ほうれん草、春菊、キャベツ、トマト等が栽培され本市の特産品となっている。また市の北部では河川敷を利用した自給飼料の牧草の利用による酪農が営まれている。

2. 野田市農業の現状と課題

(1) 農業構造の脆弱化への対応

野田市は、首都近郊都市として就業機会に恵まれた環境から兼業農業の形態が古くから定着してきているが、高齢化の進展や後継者の不足等による農業従事者の減少という構造的な問題に直面している。

このような農業労働力の減少や高齢化が進展する状況にあって、耕作放棄地の発生の防止・解消及び優良農地の確保、さらには農業・農村が持つ自然環境保全や水源のかん養などの多面的機能の持続的な発揮のためにも、地域農業の中心となる担い手の確保・育成を進め、それらが農業生産の相当部分を担っていくような農業構造の確立が必要である。

(2) 農産物価格への対応

安価な輸入農産物の影響により農産物価格が低迷している中で、TPPを始めとしたEPA・FTA等の進展等に伴い、関税率の引下げによる一層の市場開放が進められている。さらには産地間競争の激化という状況を踏まえ、本市農業の持続的な発展を目指すためには、効率化によるコストダウンや高付加価値化につながる農産物の生産が求められている。また、海外情勢の変化等により農業生産に必要な資材のみならず、生活に必要なありとあらゆるものの価格が高騰している現状も、このような農産物の高付加価値化の必要性を後押ししている。

(3) 食の安全・安心志向の高まりと消費者ニーズの多様化への対応

食品の偽装表示、輸入野菜の残留農薬などの問題を契機として、消費者の「食」の安全性に対する関心が高まっており、さらに原発事故に伴う放射性物質の影響に対する的確な安全安心対策が求められている。

また、消費者ニーズの多様化を踏まえ、「食」の安全・安心の確保に加えて、消費者に本市農産物を選択してもらえよう認知度、信頼度、好感度を高める生産・販売戦略の展開が必要である。

① 野田市農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員数）

単位；人

区分		総数	15～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65以上
H7年	男	2,988	172	360	724	582	377	773
	女	2,571	73	235	550	572	358	783
	計	5,559	245	595	1,274	1,154	735	1,556
H12年	男	1,275	51	28	90	150	222	734
	女	1,772	41	86	222	304	291	828
	計	3,047	92	114	312	454	513	1,562
H17年	男	1,157	66	32	56	170	125	708
	女	1,410	35	58	103	289	164	761
	計	2,567	101	90	159	459	289	1,469
H22年	男	952	30	39	41	124	137	581
	女	1,026	21	25	47	186	160	587
	計	1,978	51	64	88	310	297	1,168
H27年	男	702	7	30	36	58	99	472
	女	650	3	17	27	68	120	415
	計	1352	10	47	63	126	219	887
R2年	男	528	9	22	31	35	34	397
	女	407	2	16	9	33	43	304
	計	935	11	38	40	68	77	701

出典：農林業センサス

（課題等）農業就業人口は、高齢化及び減少傾向にある。また、女性農業者が農業者の半数近くを占め、重要な担い手となっている。

② 専業・兼業農家数（販売農家）及び主副業別経営体数

A 専業・兼業農家数（販売農家）

年度	計	専業農家	1種兼業農家	2種兼業農家
H7年	2,120 戸	200 戸	296 戸	1,624 戸
H12年	1,745 戸	208 戸	246 戸	1,291 戸
H17年	1,380 戸	237 戸	254 戸	889 戸
H22年	1,199 戸	296 戸	198 戸	705 戸
H27年	878 戸	251 戸	132 戸	495 戸

B 主副業別経営体数

年度	計	主業農家	準主業農家	副業的農家
R2年	707 戸	129 戸	83 戸	495 戸

出典：農林業センサス

※令和2年から専業・兼業農家数調査を実施していないため、主副業別経営体数を掲載。

（課題等）農家数は減少傾向にある。また、野田市は首都近郊都市として就業機会に恵まれていることから、副業的農家の割合が68%と高い。

（定義）主業農家 = 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に自

- 営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家。
 準主業農家 = 農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に自
 営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家。
 副業的農家 = 自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農
 家。
 専業農家 = 世帯の中に兼業従事者が1人もいない農家。
 兼業農家 = 世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。
 第一種兼業農家 = 農業所得を主とする兼業農家。
 第二種兼業農家 = 農業所得を従とする兼業農家。

③ 経営耕地のある農家数と経営耕地面積（平成27年までは販売農家限定）

年度	計		田		畑	
	面積(ha)	戸数(戸)	面積(ha)	戸数(戸)	面積(ha)	戸数(戸)
H7年	1,955	2,120	1,150	2,232	758	2,613
H12年	1,634	1,745	943	1,437	691	1,493
H17年	1,484	1,380	895	1,135	589	1,070
H22年	1,462	1,195	881	977	581	984
H27年	1,235	873	765	680	458	715
R2年	1,338	709	973	476	357	489

出典：農林業センサス

※令和2年から調査方法が変更されている

（課題等）販売農家の減少により、経営耕地面積の減少が続いている。

④ 耕作放棄地のある農家数と耕作放棄地面積（販売農家）

年度	計		田		畑	
	面積(ha)	戸数(戸)	面積(ha)	戸数(戸)	面積(ha)	戸数(戸)
H7年	280	975	107	526	174	722
H12年	190	644	79	358	111	441
H17年	145	488	58	258	87	319
H22年	129	405	51	244	77	254
H27年	123	385	38	177	83	294

出典：農林業センサス

※当該調査は平成27年で終了している。

（課題等）販売農家の減少により当該農家の耕作放棄地は減少しているが、販売農家の経営耕地面積（上記の③）の約10%が耕作放棄地となっている。

⑤ 農産物販売規模別農家数

（平成7年）

単位：戸

総数	販売なし	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～500万円未満	500～700万円未満	700～1000万円未満	1,000万円以上
2,120 (100)	251 (11.8)	1,018 (48.0)	269 (12.7)	168 (7.9)	122 (5.8)	92 (4.3)	67 (3.2)	133 (6.3)

(平成12年)

総数	販売なし	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～500万円未満	500～700万円未満	700～1000万円未満	1,000万円以上
1,745 (100)	176 (10.1)	879 (50.4)	201 (11.5)	115 (6.6)	105 (6.0)	86 (4.9)	57 (3.3)	126 (7.2)

(平成17年)

総数	販売なし	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～500万円未満	500～700万円未満	700～1000万円未満	1,000万円以上
1,380 (100)	187 (13.6)	542 (39.3)	182 (13.2)	96 (7.0)	109 (7.9)	72 (5.2)	51 (3.6)	141 (10.2)

(平成22年)

総数	販売なし	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～500万円未満	500～700万円未満	700～1000万円未満	1,000万円以上
1,199 (100)	199 (16.5)	501 (41.8)	135 (11.3)	96 (8.0)	87 (7.3)	46 (3.8)	43 (3.6)	92 (7.7)

(平成27年)

総数	販売なし	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～500万円未満	500～700万円未満	700～1000万円未満	1,000万円以上
878 (100)	99 (11.3)	386 (44.0)	104 (11.8)	74 (8.4)	57 (6.5)	41 (4.7)	46 (5.2)	71 (8.1)

(令和2年)

総数	販売なし	100万円未満	100～300万円未満	300～500万円未満	500～1000万円未満	1,000万円以上
724 (100)	105 (14.8)	298 (42.0)	131 (18.4)	47 (6.5)	67 (9.2)	76 (9.1)

出典：農林業センサス

(課題等) 近年では規模別の構成割合に大きな変化はないが、全体的に販売農家の減少が続いている。

3. 野田市農業の経営基盤の強化の促進に向けた取組の方向

(1) 農業生産、農業構造等の10年間を見通した今後の農業の基本的な方向

水田農業については、地域の実情に応じて、認定農業者等の担い手に農用地の利用集積を推進する。生産調整については、互助転作組合による農用地の集積・団地化と当該団地における営農組合による麦・大豆等の生産という仕組みを維持・拡大する。

野菜生産については、安定的な野菜の生産・供給体制を確立するため、認定農業者等の担い手に農用地の利用集積を推進する。野菜の高付加価値化については、堆肥センターで生産される堆肥が地力増進・土壌改良剤として効果的であることから、農家の需要に応じた生産量の確保と質的向上に努め、「安全・安心」な農産物の生産を推進する。農家経営の安定を図るため、野菜の価格低落時における野田市独自の青果物価格安定事業は、引き続き実施する。

畜産については、河川敷を活用した飼料作物の生産を推進し、低コスト化を推進する。また、安全で良質な生産に努めるとともに環境整備の充実を推進する。家畜排せつ物による生産堆肥は、耕種農家との連携による利用促進を推進する。

また、集落・地域での話合いに基づく「地域計画」の作成により、農地集積や新規就農・経営継承を促し、農業の体質強化を図る。

なお、農業を魅力あるものとするためには、生産の場である地域全体の活力を高めることが必要であり、非農家や他産業からの新規就農者、また、市内在住者のみならず市外から通作する農業者をいかに獲得していくかということが重要な課題となっている。

このため、新規就農希望者等に対する相談や研修等を実施し、担い手の確保・育成に努める。

(2) 育成すべき経営体の目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的な考え方

地域において現に展開されている優良な経営事例を踏まえ、他産業並みの年間労働時間(主たる従事者1人当たり1,800~2,000時間程度)を維持しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者1人当たり520万円程度)を確保できるような効率的かつ安定的な経営体を育成するため、認定農業者等の担い手の確保を図りながら、技術・経営指導を通じた経営管理能力の向上に資する法人化や家族経営協定の締結を推進する。

(3) 育成すべき経営体の育成・確保の考え方及び支援施策

効率的かつ安定的な経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、地域における話合い活動による合意形成を図りつつ、農地中間管理事業による農地の貸借及び農作業の受委託を通じ、効率的かつ安定的な経営体に対する農用地の利用集積に努める。

また、育成すべき経営体の生産性向上等に資するよう、低利融資制度や各種補助事業の効率的な活用を図るとともに、経営改善計画の策定支援を実施する。

(4) 育成すべき経営体とそれ以外の者との役割分担・連携の考え方

農業従事者の減少や高齢化等を踏まえて、田植えや稲刈りといった基幹的な農作業は、効率的かつ安定的な経営体に対する農地中間管理事業による農地の貸借及び農作業の受委託を通じて集積するとともに、畦畔の草刈りや用排水路の補修といった日常的な農地の維持管理作業についてはその他の者が担うなど、地域内で農作業の役割を分担することが有効である。

このため、地域における十分な話し合いにより、育成すべき経営体と小規模兼業農家や高齢農家等がともにメリットを享受できるような役割分担の仕組み作りに努める。

(5) 既に認定を受けた認定農業者の農業経営改善計画のフォローアップ及び新たな農業経営計画の策定等への支援

野田市は、千葉県担い手育成総合支援協議会との連携の下、農業経営の改善に取り組もうとする農業者の農業経営改善計画の作成と計画の達成のために必要となる生産方式や経営管理の合理化に向けた指導・助言、農業経営改善計画のフォローアップ等を実施するなど、適切な支援を実施する。

また、農業経営改善計画の期間を満了した後、新たな農業経営改善計画の認定が円滑に行われるよう、認定期間を満了する農業者の再認定が迅速かつ適切に進められるよう努める。

4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

野田市の新規就農者数は近年、やや増加傾向となっているが、従来からの基幹作物である枝豆、米、ホウレン草等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、野田市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた千葉県の「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保」の目標、年間450人を踏まえ、野田市においては年間10人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

野田市その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、他産業並みの新規学卒者の年間所得額（主たる従事者1人当たりの年間農業所得270万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保のに向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については野田市農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については東葛飾農業事務所やちば東葛農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

また、株式会社野田自然共生ファームで実施する農業人材育成事業と協働し、地域の中心経営体となることを志す農業者を育成する。

あわせて、国の交付金制度や雇用条件・労働環境の改善に向けた取組を支援する県の助成制度などの活用を促進し、新規就農希望者の円滑な就農を支援する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

現に野田市で展開されている経営事例を踏まえ、第1で示した目標の達成を可能にする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、野田市における主要な営農類型を以下のとおり例示する。

1. 個別経営体

個人又は法人の経営形態で、労働力構成として世帯主1名とその家族(後継者等1名を含む)及び雇用労働者で営まれることを想定している。

2. 組織経営体

「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか又はこれと併せて農作業を受託する組織であって、農事組合法人、株式会社や合同会社などのほか、経理の一元化など一定の要件を備えた集落営農についても対象として想定している。

なお、農業従事者の高齢化の進展や後継者の不足等によって耕作放棄地が増加するとともに、混住化の進展や生活圏の拡大によって集落機能そのものが低下しつつあるため、農業の維持発展を図り、安定的に食料を供給していくためには、農家の規模や専業・兼業の違いなどにこだわらず、地縁的にまとまりのある集落を単位として農業生産を共同で行おうとする多様な人材の参加による集落営農組織の育成を積極的に推進する。

3. 個別経営体(法人経営)

法人格を有した農業経営体のうち、常時雇用者が確保され、年間農業所得がおおよそ1,000万円以上確保されていることを想定している。

個別経営体

営農類型	水稲専作		
規模	水田 30ha（自作地 1ha、借入地 29ha） 労働力 主たる従事者 1人、補助 3人		
所得及び労働時間	所得 520 万円、労働時間 1,800 時間 補助者 3,150 時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター60ps 1台、45ps1台、ロータリー 1.8m、プラウ 12×3、ドライブハロー 3.4m、側条施肥田植機5条1台、自脱型コンバイン6条1台、動力散布機1台、軽トラック1台、ダンプトラック 2ト1台、刈払い機1台、育苗ハウス2,000㎡、育苗プラント他、育苗機具、乾燥調整作業場及び機械類</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稚苗移植栽培 ・ 側条施肥機利用 ・ 多収品種（飼料用米の導入） ・ 品種の適正な組合せによる作期の拡大 ・ 規模に見合った機械施設の導入 		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借地 ・ 圃場の集団化 ・ 圃場別生産管理状況の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記の記帳 ・ パートの導入 ・ 有利販売 	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的休暇の実施 ・ 年間雇用のための野菜作導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結 	
【算定根拠】			
	農業粗収益	－ 農業経営費	= 農業所得
	3,251 万円	2,731 万円	520 万円
1 品種構成		5 所得率	
水稲			16.0%
主食用 20ha	飼料用 10ha	6 単位当たり労働時間	
2 生産量			16.5 時間/10a
主食用 101,600kg	飼料用 60,000kg	7 総労働時間	
3 単価			4,950 時間
主食用 210 円/kg	飼料用 10 円/kg	8 借入地面積	
4 租収益			29ha
主食用 21,336 千円	飼料用 600 千円	9 10a 当たり地代	
飼料用補助金 10,573 千円			20,000 円
	計 32,509 千円		

個別経営体

営農類型	露地野菜（枝豆・ほうれんそう・ねぎ）＋施設野菜（枝豆・ほうれんそう）																																																													
規模	畑 1.4ha（自作地 1.0ha(内 0.4ha のハウス)、借入地 0.4ha) 労働力 主たる従事者 1人、補助 2人																																																													
所得及び労働時間	所得 520 万円、労働時間 1,800 時間 補助者 2,190 時間																																																													
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>マルチャー、定植機、動噴、ねぎ皮むき機</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備された集出荷システムの利用 ・荷姿の変更、高付加価値化 ・直播栽培の導入 ・ペーパーポット栽培の導入 																																																													
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン導入による会計処理の迅速化 ・パソコン通信 利用によるリアルタイムの (情報収集化 市場情報 技術情報 資材購入方法等 																																																													
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・年間取得休日日数の制定 ・時間給制 			<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 																																																										
<p>【算定根拠】</p> <p style="text-align: center;">農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p style="text-align: center;">1,012 万円 512 万円 520 万円</p>																																																														
<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6">1 品種構成</td> <td style="text-align: right;">2. 租収益 10,123,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">10a 当たり</td> <td style="text-align: right;">3. 所得率 51.4%</td> </tr> <tr> <td>品目</td> <td>規模</td> <td>生産量(10a)</td> <td>単価</td> <td>所得率</td> <td>労働時間</td> <td style="text-align: right;">4. 総労働時間 3,990 時間</td> </tr> <tr> <td>枝豆(露地)</td> <td>40 a</td> <td>600kg</td> <td>1315 円</td> <td>55%</td> <td>250</td> <td style="text-align: right;">5. 借入面積 40 a</td> </tr> <tr> <td>枝豆(ハウス)</td> <td>30 a</td> <td>400kg</td> <td>1680 円</td> <td>45%</td> <td>330</td> <td style="text-align: right;">6. 10 a 当たりの地代 10,000 円</td> </tr> <tr> <td>ほうれん草(露地)</td> <td>30 a</td> <td>1,400kg</td> <td>485 円</td> <td>55%</td> <td>250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほうれん草(ハウス)</td> <td>30 a</td> <td>800kg</td> <td>485 円</td> <td>45%</td> <td>250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>春ねぎ</td> <td>20 a</td> <td>3,500kg</td> <td>250 円</td> <td>50%</td> <td>250</td> <td></td> </tr> </table>							1 品種構成						2. 租収益 10,123,000 円						10a 当たり	3. 所得率 51.4%	品目	規模	生産量(10a)	単価	所得率	労働時間	4. 総労働時間 3,990 時間	枝豆(露地)	40 a	600kg	1315 円	55%	250	5. 借入面積 40 a	枝豆(ハウス)	30 a	400kg	1680 円	45%	330	6. 10 a 当たりの地代 10,000 円	ほうれん草(露地)	30 a	1,400kg	485 円	55%	250		ほうれん草(ハウス)	30 a	800kg	485 円	45%	250		春ねぎ	20 a	3,500kg	250 円	50%	250	
1 品種構成						2. 租収益 10,123,000 円																																																								
					10a 当たり	3. 所得率 51.4%																																																								
品目	規模	生産量(10a)	単価	所得率	労働時間	4. 総労働時間 3,990 時間																																																								
枝豆(露地)	40 a	600kg	1315 円	55%	250	5. 借入面積 40 a																																																								
枝豆(ハウス)	30 a	400kg	1680 円	45%	330	6. 10 a 当たりの地代 10,000 円																																																								
ほうれん草(露地)	30 a	1,400kg	485 円	55%	250																																																									
ほうれん草(ハウス)	30 a	800kg	485 円	45%	250																																																									
春ねぎ	20 a	3,500kg	250 円	50%	250																																																									

個別経営体

営農類型	露地野菜専作（キャベツ・はくさい）	
規模	畑 3.5ha 労働力 主たる従事者1人、補助1人、雇用 1人	
所得及び労働時間	所得 520 万円、労働時間 1,800 時間 補助・雇用者 3,950 時間	
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>パイプハウス、土壌消毒機、農薬散布用ドローン、トンネル、トラクター、定植機、予冷庫、動力噴霧器、マルチ同時消毒機、パソコン</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌分析による合理的施肥 ・農薬散布用ドローンの利用による防除の省力化 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン利用による経営管理 ・共同選果場の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な栽培技術による、良品多収
農業従事の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な休日の実施 ・雇用パートの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・月給制 ・家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】</p> <p style="text-align: center;">農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p style="text-align: center;">1,456 万円 936 万円 520 万円</p>		
1 品種構成	2 租収益	14,560,000 円
	3 所得率	35.7%
品目 規模 生産量(10a) 単価 所得率 労働時間	4 総労働時間	3,950 時間
春キャベツ 350 a 4,200kg 80 円 35% 90	5 1時間当たりの雇用労賃	1,000 円
冬はくさい 80 a 5,000kg 70 円 35% 100	6 借入面積	300a
	7 10a 当たりの地代	10,000 円

個別経営体

営農類型	施設野菜（トマト）＋露地野菜（ほうれん草、キャベツ）					
規模	ハウス 6,000 m ² 、畑 1ha 労働力 主たる従事者 1人、補助1人、雇用 3人					
所得及び労働時間	所得 520 万円、労働時間 1,800 時間 補助・雇用者 5,800 時間					
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>パイプハウス、複合環境制御装置、環境計測装置、加温装置、無人防除機、トラクター20PS 1台、アタッチメント、（深耕ロータリー、土壤消毒機）ショベルローダー、パソコン</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる複合環境制御 ・セル苗の購入 ・土壌分析による合理的施肥 ・天敵利用による病害虫防除 ・複合抵抗性品種の導入 ・マルハナバチによる交配 ・誘引方式の省力化 					
経営管理の方法	・パソコン利用による経営管理		・定期的な研修の実施			
	・高度な栽培技術による、良品、多収		・機械化による省力			
農業従事の態様	・定期的な休日の実施		・月給制			
	・雇用パートの導入		・家族経営協定の締結			
【算定根拠】						
<p>農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p>1,654 万円 1,134 万円 520 万円</p>						
10a 当たり						
1. 品目	規模	生産量(10a)	単価	所得率	労働時間	
半促成トマト	60 a	6,200kg	250 円	30%	700	
ほうれん草（秋冬どり）	100 a	800kg	485 円	40%	250	
春キャベツ	100 a	4,200kg	80 円	25%	90	
2. 租収益	16,540,000 円					
3. 所得率	31.4%					
4. 総労働時間	7,600 時間					
5. 1時間当たりの雇用労賃	1,000 円					

個別経営体

営農類型	施設野菜専作（みつば）	
規模	5,000 m ² 労働力 主たる従事者 1人 補助1人、雇用 10人	
所得及び労働時間	所得 520万円、労働時間 1,800時間 補助・雇用者 10,700時間	
生産方式	<p>[資本装備] ガラス温室、湛液型養液栽培装置、複合環境制御装置、養液コントローラー、無人防除機、下葉取り機、自動梱包機、パネル洗浄機、保冷施設、パソコン</p> <p>[技術内容] ・雇用者の栽培管理への参入 ・夏期の品質向上と安定生産</p>	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン利用による経営管理 ・高度な栽培技術による良品多収 ・量販店への契約販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売組織の充実 ・機械化による省力
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な休日の実施 ・雇用パートの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・月給制 ・家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得 3,625万円 3,105万円 520万円</p>		
1. 品目	みつば養液栽培	
2. 規模	5,000 m ²	
3. 生産量	15,200kg/10a	
4. 単価	477円/kg	
5. 租収益	36,252,000円	
6. 所得率	14.3%	
7. 単位規模当たり労働時間	2,500時間/10a	
8. 総労働時間	12,500時間	
9. 1時間当たりの雇用労賃	1,000円	

個別経営体

営農類型	露地花き専作（バラ）	
規模	5,000 m ² 労働力 主たる従事者 1人 補助2人、雇用 5人	
所得及び労働時間	所得 520 万円、労働時間 1,800 時間 補助・雇用者 8,200 時間	
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>ハイドロカルチャー養液栽培システム(循環式)、ガラス温室(二重カーテン)、冷暖房機、自動灌水機、無人防除機、複合環境制御装置、炭酸ガス発生装置、補光装置、ほ場内運搬機、選花結束機、冷蔵庫、管理舎、パソコン</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炭酸ガスの施用 ・生産性の高い品種の採用 ・高品質切花の増価 ・植物の養分吸収に応じた養液管理の確立 ・補光装置の採用 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン利用による経営管理 ・高度な栽培技術による良品多収 ・販売組織の充実 	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な休日の実施 ・月給制 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用パートの導入 ・家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】</p> <p style="text-align: center;"> 農業粗収益 − 農業経営費 = 農業所得 3,400 万円 2,680 万円 520 万円 </p>		
1. 品目	バラ	
2. 規模	5,000 m ²	
3. 生産量	500,000 本	
4. 単価	68 円/本	
5. 租収益	34,000,000 円	
6. 所得率	15.3%	
7. 単位規模当たり労働時間	2,000 時間/10a	
8. 総労働時間	10,000 時間	
9. 1時間当たりの雇用労賃	1,000 円	

個別経営体

営農類型	果樹（なし）		
規模	露地 1.3ha 労働力 主たる従事者 1人 補助1人		
所得及び労働時間	所得 520 万円、労働時間 1,800 時間 補助者 1,450 時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター25PS1 台(アタッチメント)トレンチャー、ブロードキャスター、ロータリー、草刈機1台、スピードスプレーヤー600L、スプリンクラー1機、トラック 1.5t、多目的防災網施設、果樹棚、穫台車、運搬車</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秀品率、大玉率向上 ・地力向上対策 ・排水対策 ・省力的整枝法の改善と栽植本数の適正化 ・人工交配 ・早期摘果、摘蕾の実施 ・スプリンクラー防除 		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン活用による経営管理(直売データの活用) ・直売 		
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・月給制 ・定期的な休日の実施の設定 ・家族経営協定の締結 		
【算定根拠】			
	農業粗収益	－ 農業経営費	= 農業所得
	1,150 万円	630 万円	520 万円
1. 品目	なし	7. 単位面積当たりの労働時間	250 時間/10a
2. 規模	1.3ha	8. 総労働時間	3,250 時間
	幸水 70a	9. 補助者の労働時間	1,450 時間
	豊水 50a	10. 1時間当たりの雇用労賃	1,000 円
	新高 10a		
3. 生産量	幸水 2,100kg/10a		
	豊水 2,500kg/10a		
	新高 2,500kg/10a		
4. 単価	幸水 500 円/kg		
	豊水 300 円/kg		
	新高 180 円/kg		
5. 租収益	11,550,000 円		
6 所得率	45.0%		

個別経営体

営農類型	酪農	
規模	乳牛 経産牛 40 頭、飼料畑 5ha 労働力 主たる従事者 1人 補助1人、雇用 1人	
所得及び労働時間	所得 520 万円、労働時間 1,800 時間 補助・雇用者 2,600 時間	
生産方式	<p>[資本装備] 牛舎(機械装備含む)、自動給餌機、パソコン。トラクター、ロールベアラー(共同)、コーンハーベスター、バキュームカー、ダンプ、堆肥舎、排水貯留槽、サイロ</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイストールパイプライン方式 ・TMR方式 ・検定による優良、斉一性のある牛群 ・未低利用資源の活用 ・パソコンによる飼料、給与、牛群管理 ・ホールクロップサイレージ ・ロールベアラーサイレージ 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・河川敷を活用した自給飼料生産 ・パソコンによる経営管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働の活用等
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な休日の実施 ・ヘルパー制度の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】</p> $\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 4,133 \text{ 万円} & & 3,613 \text{ 万円} \quad 520 \text{ 万円} \end{array}$		
1. 品目	酪農	
2. 規模	経産牛 40 頭	
3. 生産量	年間乳量 8,400kg/頭	
4. 単価	123 円/kg	
5. 租収益	41,328,000 円	
6. 所得率	12.6%	
7. 単位規模当たりの労働時間	1 頭当たり	110 時間/年
8. 総労働時間	4,400 時間	
9. 1 時間当たりの雇用労賃	1,000 円	

個別経営体

営農類型	採卵養鶏	
規模	採卵鶏 30,000羽 労働力 主たる従事者 1人 補助2人	
所得及び労働時間	所得 520万円、労働時間 1,800時間 補助者 2,160時間	
生産方式	<p>[資本装備] 鶏舎(ウインドレス)、鶏糞処理施設、倉庫、飼料タンク、自動給餌システム 自動集卵機、自動除糞装置、トラック、バケットローダー</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雛導入 ・光線管理 ・効率的なワクチネーション ・効率的なステージ別飼料給与 ・効率的な糞尿処理 ・ブランド化の推進 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営管理 ・補助者(雇用)の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・選卵作業のGPセンター委託
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な休日の実施 ・月給制 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】</p> <p style="text-align: center;"> 農業粗収益 − 農業経営費 = 農業所得 15,372万円 14,852万円 520万円 </p>		
1. 品目	採卵養鶏	
2. 規模	採卵鶏 30,000羽	
3. 生産量	1羽 18.3kg/年	
4. 単価	280円/kg	
5. 租収益	153,720,000円	
6. 所得率	3.4%	
7. 単位規模当たりの労働時間	100羽当たり 13.2時間/年	
8. 総労働時間	3,960時間	

組織経営体

営農類型	水田農業（水稻、小麦、大豆）		
規模	水田 95ha（自作地 5ha、借入地 90ha） 労働力 主たる従事者 3人 雇用 4人		
所得及び労働時間	所得 1,560 万円、労働時間 1,800 時間×3 名		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター30PS・90PS 各 1 台、側条施肥田植機 6 条 1 台、自脱型コンバイン 6 条 1 台、畦塗機 1 台、ドライブハロー2.4m1 台、乾燥調整施設 40ha 規模、トラック 2ト1 台、フォークリフト 1 台、スクリュートレンチャー1 台、サブソイラー、ブロードキャスター、ドライブハローシーダー、ブームスプレヤー、ロータリーカルチ、汎用コンバイン 1 台、大豆乾燥機 1 台、大豆選別機 1 台</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稚苗移植・湛水直播栽培の組合せ ・ 適正品種の組合せ ・ 育苗センターの利用 ・ 施肥法の工夫による省力 ・ 畦畔管理の省力 		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間安定借地 ・ 圃場の大区画化 ・ ブロックローテーション ・ 圃場別栽培記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 春秋のパート導入 ・ 複式簿記の記帳 ・ 2年3作 ・ 農業経営基盤強化準備金等の活用 	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種保険加入 	
【算定根拠】			
<p>農業粗収益 − 農業経営費 = 農業所得</p> <p>9,415 万円 7,855 万円 1560 万円</p>			
1. 品目	水稻、小麦、大豆	6. 租収益	94,152,200 円
2. 規模	水稻 35ha、小麦 60ha、大豆 30ha	7. 所得率	16.6%
3. 生産量	水稻 508kg/10a 小麦 340kg/10a 大豆 110kg/10a	8. 単位規模当たり労働時間	水稻 11.6H/10a、麦 5.8H/10a、大豆 8.0H/10a
4. 単価	水稻 214 円/kg 小麦 4(+83)円/kg 大豆 74(+161)円/kg	9. 1時間当たりの雇用労賃	1,000 円
5. 補助額	小麦 48,500 円/10a (水田活用直接支払交付金、産地交付金等) 大豆 5,000 円/10a (二毛作補助)	10. 総労働時間	9,940 時間
		11. 補助者の労働時間	4,540 時間
		12. 借入面積	90ha
		13. 10a 当たりの地代	20,000 円

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の4で示した所得目標の達成を可能とする農業経営の指標として、現に野田市で展開されている経営事例を踏まえ、新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、野田市における主要な営農類型を以下のとおり例示する。なお、例示は、新たに農地等を確保して就農する場合や親の経営から独立した新たな部門を起こす場合を想定するもの。

個別経営体

営農類型	露地野菜（えだまめ+ほうれん草）		
規模	畑 50 a 労働力 家族 2人		
所得及び労働時間	所得 270 万円、労働時間 1,800 時間 補助者 700 時間		
生産方式	[資本装備] トラクター、動噴、軽トラック、作業舎、予冷庫 [技術内容] ・ 土壌分析による施肥管理 ・ 生産性の高い品種の採用 ・ 品種に応じた栽培管理 ・ 防虫網の活用		
経営管理の方法	・ パソコン導入による会計処理の速化 ・ パソコン通信 利用によるリアルタイムの情報収集化、市場情報、技術情報、資材購入方法等 ・ 中古やりタイアした農業者からの譲渡による機械の導入		
農業従事の態様	・ 年間取得休日日数の制定 ・ 専従者給与額の適正化 ・ 家族経営協定の締結		
【算定根拠】			
	農業粗収益	－ 農業経営費	= 農業所得
	734 万円	464 万円	270 万円
1 品種構成		5 租収益	7,340,000 円
枝豆、ほうれん草		6 所得率	36.8%
		7 単位面積当たりの労働時間	
2 規模		枝豆	250 時間/10a
枝豆（夏期） 50a		ほうれん草	250 時間/10a
ほうれん草（秋冬どり） 50a		8 総労働時間	2,500 時間
		9 10 a 当たり借地代	10,000 円/10a
3 10 a 当たり生産量			
枝豆	600kg		
ほうれん草	1,400kg		
4 単価			
枝豆	1,315 円/kg		
ほうれん草	485 円/kg		

個別経営体

営農類型	施設野菜（イチゴ）		
規模	ハウス 1,000 m ² 労働力 家族 2人		
所得及び労働時間	所得 270 万円、労働時間 1,800 時間 家族 425 時間		
生産方式	<p>[資本装備] ハウス（暖房施設含む）、防除機、トラクター、作業場、パソコン、畝立機、予冷库、灌水設備</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌分析による施肥管理 ・ 生産性・耐病性の高い品種の採用 ・ 品種に応じた栽培管理 ・ 冬期の夜温管理 		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン導入による会計処理の迅速化・経営管理 ・ 直売所の利用や販売店との契約 ・ 中古やりタイアした農業者からの譲渡による機械の導入 		
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間取得休日日数の制定 ・ 家族経営協定の締結 		
【算定根拠】	$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 512 \text{ 万円} & & 242 \text{ 万円} \quad 270 \text{ 万円} \end{array}$		
1 品種構成 イチゴ（土耕）	5 租収益	5,120,000 円	
2 規模 1,000 m ²	6 所得率	52.7%	
3 生産量 3,200kg/10a（12,800 パック）	7 単位面積当たりの労働時間	2,225 時間/10a	
4 単価 1,600 円/kg（400 円/パック）	8 借入地面積	1,000 m ²	
	9 10a 当たり借地代	10,000 円/10a	

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

畑作物であるえだまめ、ねぎ、キャベツなどの農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、東葛飾農業事務所や千葉県農業者総合支援センターをはじめ、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、野田市農業委員会、ちば東葛農業協同組合と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、作業場・用具置き場として利用可能な営農の拠点となる空き家情報の提供、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、株式会社野田自然共生ファームの農業人材育成事業所を活用し、新規就農希望者のほか、経営継承希望者等に対し、地域の中心的な経営体として就農するために必要な技術・知識等を取得させる。

2 野田市が主体的に行う取組

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、東葛飾農業事務所やちば東葛農業協同組合など関係機関と連携し、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた農業人材育成事業所の紹介、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

特に農業人材育成事業所については、次世代の担い手を育成する場として、株式会社野田自然共生ファームと野田市が協働で人材育成を行う。あわせて、新規就農希望者については、国・県の補助事業を活用し、農業者として自立するまでサポートを行う。

また、野田市が主体となって、東葛飾農業事務所、野田市農業委員会、ちば東葛農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

野田市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国・県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

東葛飾農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行う。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行う。

野田市農業委員会は、就農希望者への農地等の情報提供を行う。

ちば東葛農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、機械・施設導入時などの制度資金の活用についてサポートを行う。

東葛飾農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行う。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気作り・コミュニケーション作りを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

野田市は、ちば東葛農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東葛飾農業事務所へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、ちば東葛農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう東葛飾農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、野田市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として、概ね以下に掲げる程度とする。

区 分	農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積 (B)	目標シェア (B/A×100)
	ha	ha	%
水 田	1, 3 5 0	6 6 5	4 9
畑	1, 2 4 0	4 0 9	3 3
合 計	2, 5 9 0	1, 0 7 4	4 1

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

注1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業（水稲については耕起・代かき・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

注2 目標年次は概ね10年後とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

旧野田地域の利根川沿いの水田では、ブロックローテーションによる集団転作が行われており、営農組合（認定農業者）への利用集積が進んでいる。また、利根川の東側及び江戸川沿いの水田でも農地中間管理事業を活用し、認定農業者等への利用集積が進んでいる。

旧関宿地域の南部地区の水田では、固定団地による集団転作が行われており、営農組合への利用集積が進んでいる。

しかし、野田市全体では経営農地は分散化しており、農作業の効率化等が図れず、担い手の更なる規模拡大に支障を来している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進み、このままでは担い手が受けきれない農地が増加することが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため認定農業者の育成・確保、法人化の推進、新規就農者の育成・確保これらの者への農地の面的集積等を推進する。

(3) 関係団体等との連携体制

野田市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、野田市農業委員会、ちば東葛農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が地域計画の策定を通じて連携し、地域の合意形成を図りながら農用地を集積・集約し、施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

野田市は、千葉県が策定した「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即し、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や、旧来からの兼業体系の新たな営農形態への創出などの地域特有の条件・特徴を踏まえ、以下の方針に沿って効率的かつ安定的な農業経営体の育成方策の中心的な事業として、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

野田市では、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- 2 利用権設定等促進事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項
- 7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの事業については、市内各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定する。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、関係者への案内通知の送付、野田市の公報への掲載又は野田市ホームページ等を利用するほか、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③ 参加者

農業者、野田市、野田市農業委員会、ちば東葛農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている、又は、行う予定であった区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

野田市は、地域計画の策定に当たって、千葉県・野田市農業委員会・農地中間管理機構・ちば東葛農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2. 利用権設定等促進事業

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件の全て(農地所有適格法人にあつては、(ア)及び(エ)に掲げる要件の全て)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ロ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ロ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること。

② 農用地について所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権・使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件)の全てを備えているときは、前項の規定にかかわ

らず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは第 7 条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下「政令」という。）第 3 条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 野田市長への確約書の提出や野田市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に断続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら 2 つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤までに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 野田市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 野田市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 野田市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 野田市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 野田市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、野田市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 野田市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 野田市は、(5)の①の規定による野田市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 野田市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、野田市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 野田市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当するものに限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係。
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について野田市農業委員会

会長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するため次に掲げる事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担
- (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

野田市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有部分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

野田市は、野田市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による野田市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を野田市役所掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

野田市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

野田市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 野田市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農

用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 野田市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、野田市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 野田市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を野田市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 野田市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 野田市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあつせん等（農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施等）の働きかけ等を行う。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

野田市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を促すため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定める

ものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を野田市に提出して、農用地利用規程について野田市の認定を受けることができる。

② 野田市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ (4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエの役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 野田市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を野田市役所掲示場へ掲示することにより公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更について準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 野田市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 野田市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援助に努める。

② 野田市は(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、東葛飾農業事務所、野田市農業委員会、ちば東葛農業協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）等の指導、助言を求めてきたときは、野田市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

野田市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

ちば東葛農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

野田市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、野田自然共生ファームの農業人材育成事業所や農協等（農地売買等事業並びに研修等事業を実施している者に限る。）の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の4(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・関係団体との連携のもと、次の取組を推進する。

(1) 新たに農業を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境整備

野田市は、東葛飾農業事務所及びちば東葛農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市内の就農に向けた情報の提供（研修や住居に関する情報等）を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育委員会や教育機関と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ったりすることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、地域計画の作成・見直しのお話しを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、野田市農村青少年クラブ（4Hクラブ）等の他団体への参加や交流を促す機会を設ける。また、農産物直売所や市内のスーパー等への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

イ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画の作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導していく。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については千葉県農業者総合支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県立農業大学校や野田自然共生ファームの農業人材育成事業所等、就農後の営農指導等フォローアップについては東葛飾農業事務所、ちば東葛農業協同組合、農地の確保については、野田市農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

野田市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 野田市は、補助事業等による農業生産基盤の整備の促進を通じ、効率的かつ安定的な農業経営を目指すものが経営の発展を図っていく上で必要な条件の整備を図る。
- イ 野田市は、野田市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンの達成に向けた取組を通じて、水田農業の活性化と担い手の育成を図る。
- ウ 野田市は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤の強化の促進に資することとなるよう配慮する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

野田市は、野田市、野田市農業委員会、東葛飾農業事務所、ちば東葛農業協同組合、土地改良区及びその他の関係団体と連携し、農業経営基盤の強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2、第 2 の 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、関係者が一体となって合意の下に推進する。

② 農業委員会等の協力

野田市農業委員会、ちば東葛農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、野田市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、野田市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、令和5年10月20日から施行する。

別紙1（第5の2(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けた土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（同項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）。

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること

別紙2（第5の2(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による利用権に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）を標準とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培をする作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが適当でない等、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障があると認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 存続期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良によ</p>

<p>転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12 経営第1153号農林水産省事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>る増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき野田市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>
---	--	--	--

II 混木林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による利用権に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混木林地については、その混木林地の近傍の混木林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適正な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受益に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③と同じ。この場合においてIの③の中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「受託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の対価に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。